

○岐阜大学大学院社会システム経営学院における研究指導計画に係る申合せ

令和 7 年 3 月 19 日 制定

○岐阜大学大学院社会システム経営学院（以下「本学院」という。）の学生に対して、岐阜大学大学院学則（平成 19 年岐阜大学規則第 51 号）第 36 条第 1 項に基づく研究指導の方法及び内容並びに 1 年間の研究指導計画を明示するために作成する研究指導計画書については、次のとおり定める。

- 1 本学院での研究活動を主として指導する大学教員（以下「指導教員」という。）は、当該年度の研究指導計画について、原則として各年度の 4 月末日までに指導する大学院生（以下「学生」という。）ごとに研究指導計画書を作成する。
- 2 研究指導計画書の様式は、別紙様式第 1 号とする。
- 3 指導教員は、研究指導計画書を次の手順で作成する。
 - 一 岐阜大学大学院社会システム経営学院規程第 6 条に基づき、指導教員は学生が作成した研究経過及び計画書（別紙様式第 2 号）を確認し、学生と十分な打合せ等を行い、研究指導計画書を作成する。
 - 二 指導教員は、作成した研究指導計画書を学院長が指定する期日までに社会システム経営学環事務部へ提出する。
- 4 社会システム経営学環事務部は、提出された研究指導計画書を取りまとめ、学院長へ提出する。
- 5 指導教員は、学生の研究進捗状況等に応じて研究指導計画書を変更することができるものとする。ただし、その際は学生と十分な打合せを行うこととし、変更後の研究指導計画書を社会システム経営学環事務部へ提出すること。

附 則

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

年 月 日

指導教員氏名	(自署)
--------	------

学生氏名	(自署)	入 学	年 4 月
		修了予定	年 月
研究題目			

研究指導計画

別紙様式第 2 号

岐阜大学大学院社会システム経営学院・研究経過及び計画書

年 月 日

学籍番号		氏名	
指導教員名：			
研究課題：			
これまでの研究経過：			
今後の研究計画：（何をどこまで明らかにするか具体的に書くこと。）			
直面している困難な事柄等（困っていること、教員等に対する要求等あれば書いてください。）			

パソコン使用可（この様式を基にして A4 白紙に作成しても構いません。）

岐阜大学大学院社会システム経営学院修了研究の論文等及び審査要項

令和7年3月19日制定

(趣旨)

第1条 修士(経営学)の修了研究審査に関しては、岐阜大学大学院学則(平成19年岐阜大学規則第51号)、岐阜大学学位規則(平成16年岐阜大学規則第117号)及び岐阜大学大学院社会システム経営学院規程(令和7年度岐大規程第 号)に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(修了研究名の提出)

第2条 学生は、指導教員の承認を経て、「修了研究名」を11月30日(9月卒業見込みの者は5月31日。その日が土曜日、日曜日又は休日の場合は、直近の金曜日)までに社会システム経営学院長(以下「学院長」という。)に提出しなければならない。

2 届け出た修了研究名は、特別の事情があると認められるときは、指導教員の承認を経て、変更することができる。

(修了研究の論文等の提出)

第3条 修了研究の論文等を提出することができる者は、修了見込みの者とする。

2 修了研究の審査を受けようとする者は、修了研究の論文(正本1部)に「修了研究要旨」を添えて学院長に提出しなければならない。

3 修了研究の論文等の提出は、修了予定年度の1月31日(9月修了見込みの者は7月31日。その日が土曜日、日曜日又は休日の場合は、直近の金曜日)までに提出するものとする。

(審査委員の選出)

第4条 指導教員は、学位論文1編につき主査1人及び副査1人の審査委員候補者を11月30日(9月修了見込みの者は5月31日。その日が土曜日、日曜日又は休日の場合は、直近の金曜日)までに学院長に推薦するものとする。

2 学院長は、前項の推薦を踏まえ、社会システム経営学院委員会(以下「学院委員会」という。)の意見を聴いて、学院委員会構成員のうちから審査委員を決定する。

3 前項に規定する審査委員には、必要に応じ、本学の他部局の教員を加えることができる。

4 審査委員は、修了研究の審査を行うものとする。

(修了研究の審査の実施)

第5条 修了研究の審査(発表会を含む)は、審査委員が行うものとする。

2 修了研究の審査は、2月20日(9月修了見込みの者は8月20日。その日が土曜日、日曜日又は休日の場合は、直近の金曜日)までに終了するものとする。

3 修了研究の審査は、以下の項目について評価を行い、合格又は不合格とする。

①問題意識が明確であり、研究課題が整理されている。

②論文の表現が適切であり、論理的に一貫した構成になっている。

③研究内容の発展性及び信頼性等の観点から修士の学位にふさわしいものである。

(修了研究の成績)

第6条 指導教員は、修了研究の成績を「成績記入表」により、2月24日(9月修了見込

みの者は8月24日。その日が土曜日、日曜日又は休日の場合は、直近の金曜日)までに社会システム経営学環事務部に提出するものとする。

(審査済修了研究の論文の保管)

第7条 審査済の修了研究の論文は、社会システム経営学環事務部において保管するものとする。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、学院委員会の意見を聴いて、学院長が定める。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から実施する。